

Title	巴奈馬運河条約中の永久中立の意義
Sub Title	
Author	泉, 哲
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.9 (1914. 11) ,p.1206(112)- 1214(120)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141100-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

巴奈馬運河條約中の永久中立の意義

泉 哲

北米合衆國が十箇年の日子を費して開鑿に従事したる巴奈馬運河工事は既に完成し、一九一四年八月十五日を以て吃水三十呎以内の軍艦及商船に通航を許可せり、而して一九一五年三月十三日を期し、公式の開通式を擧ぐるに當り各國の戰艦其の式に列せんとし、日本帝國も亦其の代表艦を派遣することに決定せり、此運河開通を紀念せんが爲に明年二月二十日を以て巴奈馬太平洋萬國博覽會を米國加州桑港に開催し同年十二月四日に至る迄種々の名目を以て、祝祭日を繼續せんとす帝國政府又百二十萬圓を支出して賛同費に充當し、臨時博覽會事務局を設置

して賛同事務進捗中なり。一度運河の開通せらるゝや日本の商工業に及ぼす影響測知す可からざるものあるべし。加之歐洲の戰亂漸く擴大して極東に波及し帝國も亦交戰國の班に列し今後之の展開豫測し難きものあり。此時に當り運河の性質を考究し永久中立の意義を明にするの必要特に切なるものありと云ふべし。

一 運河中立の起源

運河の性質を研究するの順序として運河中立の基因を究明せざるべからず、何となれば運河問題は中立問題を以て其主要なるものとなすを以てなり。運河開鑿の起案はチャールズ五世及フイリップ二世の頭腦に畫かれたる事ありと稱せらるゝも、一度存在を認められたる運河の性質に思ひ及びたるは、一八二六年、中米に汎亞米利加會議を開きたる當時を以て嚆矢とす。該會議は中、南米諸國代議員のみならず、北米合

衆國は代表者を派遣するに當り、訓諭して曰く「大洋より大洋に達する航路開鑿の曉には是れに附隨する利益をして一箇國に壟斷せしめず宜しく萬國に均霑せしめ、相當の通過料を徴收して自由に航通せしむべし」(1)と。當時米國政府は自ら開鑿するの意なかりしを以て、若し他國に依て企業成效の曉には、世界共用のものたらしめん事を巴奈馬會議に提出せんと欲したるなり。然れども右代議員は開會前に會場に達せざりしを以て、此意見は議題に上らずして止みたり。又一八三六年に至り米國上院に一決議案提出せられたり(2)其の案は「運河投資者を保護し且つ正當の通過税を支拂たる萬國の船舶に航通の自由均等權を保證する條約の締結を以て目的となせり、蓋し叙上二件とも運河の自由航行及び使用均等權を以て其の本旨となせるものなるを見るべし、其後三年を経て同種の決議案再び米國上院に提出せらるゝに及で、將來開鑿せ

らる可き運河の性質を一層明確ならしめたり、(3)然れども永久中立の問題に到達したるは、一八四六年米國「ニウグラナダ」條約を以て嚆矢とす(4)

二 運河中立條約

米國と「ニウグラナダ」條約は地峽通路及運河中立規定を設けたる最初のものたり、該條約第三十五條に據て「ニウグラナダ」政府は巴奈馬地峽を横斷して其の當時存在せる交通路及將來建設せらるゝ通路の公開及自由使用權を米國政府及米國人に保證し、米國政府は互惠的に「ニウグラナダ」に約するに該條約存續期間太平洋より太平洋に到る地峽通路の完全なる中立を確實に且有効に防護する事を保證せり、又、運河にして二十箇年以内に開鑿せらるゝことあらば此條項を水路にも適用する事を協約し以て將來の運河は永久中立なる資質を有する事となせり

然るに右中立條項は、中、南米に莫大の利害關係を有する英國の協力なくしては勵行し得ざるを以て、一八四九年米國々務卿クレイトン氏駐英米國公使ローレンス氏に訓令して米國が巴奈馬地峽及運河の永久中立に對し與へたる保證を英國の協力を依て確保せん事を提議せしめたり(5)而して翌一八五〇年四月十五日英米間に始めて運河の條約の締結を觀るに至れり、世にクレイトン・バルワー條約と稱するもの即ち是れなり(6)條約の指定したる運河開鑿地はサン・フアン・デ・ニカラガ河及ニカラガ或はマナガ湖經由線を以て最良のものとし、然れども事情の許さざるもの有る場合にはニカラガ以外の地を撰擇するを得可し、此場合には「テファンテベツク」或は巴奈馬を以て適當の地と看做せり、猶運河地域附近の土地不可侵を約して曰く。

「締盟國は運河を獨占し及保有することなし又運河地帯を支配し得る地點に防備を設置す

るを得ず、又ニカラガ、コスタリカ、モスキトー沿岸其他の中米に統治權を執行し、殖民し若しくは占領するを得ず」

加之兩國は尙相約するに次の事項を以てせり曰く「締盟國は叙上條項違反の行爲を遂行するが爲中米諸國と交渉し、或は運河開通に附帶する利益を獨占せんとする全般の行動を避けざる可らず」と斯くて運河を共同監督の下に置かんとせり、而して縦令締盟國間に交戦の不幸を見る事あるも其一方の船舶を運河内に封鎖し、抑留し若しくは捕獲するが如き事をなさずと約し以て運河の自由航行を保證し、一度開鑿工事開始せらるれば是れに従事する人員、工事に必要な營造物の安全を圖り毫も工事の進行を妨害せざる事を誓ひ、運河開通するに至らば兩締盟國は通航の妨害を除去し、運河の占領を拒斥し、開鑿に投資せる資本の安固と運河永久不變の通航を保證するが爲め運河を永久中立となし、兩

國は共同保存の責に任ずることを約したり、但し此保證は條件附にして、若し運河開鑿國が萬國の船舶に對し不公平の取扱をなすか、又は差別的規則を制定する場合には叙上の保證を取消して、全責任を開鑿國に負はしむる事となせり而して最後に兩締盟國は諸外國政府に交渉して該條約に加入せしめ以て斯かる世界的大事業に貢獻したる榮譽と利益とに均霑せしめんと企てたるものなり、是れ運河を萬國保護の下に置き永久中立を萬國に保證せしめんと欲したるに外ならず。

三 運河條約條項の執行

クレイトン、バルワー條約締結後一八五六年に至り「ニウグレナダ」に内亂起り巴奈馬地峽の平和を擾亂するや米國は軍艦を派遣して地峽中立條項を執行せり(7)然るに内亂は數年に涉りて平定を見ず米國ニカラガ條約及英米條約の精神

を無視せられたるの觀ありしを以て一八五七年米國々務卿ケヤツス氏駐米英國公使ナビア卿に告ぐるに地峽を中米諸國の勢力下に置くの危険なるを以て大海軍國の協商に依つて二大洋間の通路と是れに近接せる港灣をして危害と占領の範圍外に置くの必要を以てせり(8)是れ米國の運河政策の一轉廻にして地峽及び運河を中米以外の勢力範圍に移さんとするの意思を發表せるものなり、一八六二年南北の大亂起るや米國は地峽の平安を維持し難きを憂ひ英佛に提議して地峽通路保全の協力を求めたり(9)「ニウグレナダ」の後身たるコロンピヤ國に内亂續發し地峽通路の平安を搔亂するやコロンピヤ政府は一八四六年條約第三十五條に基き永久中立保證の履行を米國に迫れり是に於て米國は早速軍艦を派遣して平和を克復したるは一八八五年の末葉なりとす(10)其後一九〇二年コロンピヤ國に又々内亂起るに當り米國水兵は巴奈馬に上陸し

て地峽通路を占領し交通の自由を防護せんと欲して初は政府軍及叛軍の地峽に上陸するを禁じたりしが後には叛軍にのみ拘束を加へ政府軍に自由行動を許したり(11)コロンピヤ國最後の革命は一九〇三年に起り、巴奈馬は終にコロンピヤ國より分離して米國保護の下に巴奈馬共和國を建設するに至れり、米國は一八四六年條約履行を名として水兵を上陸せしめ政府軍及叛軍の地峽鐵道線占領を防止し兩軍の地峽鐵道線を距る五十哩以内に進入するを峻拒したり(12)表面は永久中立保證條項の履行にありたるも其内實は巴奈馬を援助してコロンピヤ國より分離せしめ其の報酬として巴奈馬運河地帯を米國に貸與せしむるの意に出でたるものなり。

四 一、ハウンセフト條約

西米戰爭後米國は西印度に於てキーバ及ポトリコを併せ太平洋上布哇を合併し東洋に比律賓

を獲得し國威の發揚に伴ふて支那に對し各種利權の獲得と貿易市場の開拓に著手し其目的を遂行するが爲めには大西洋と太平洋との連絡を従來より短距離に求むるの必要を感じ茲に巴奈馬運河開鑿の急を告ぐるに至れり一九〇〇年英米間に一條約を締結せんとせしが米國上院の拒絶する處となりて不成立に歸したり、此條約案は翌年締結の「ヘーハウンセフト」條約の性質を研究するに必要なるを以て之れを略述す可し該條約案は米國政府に運河開鑿權及是れに附帯する諸權及運河行政權を附與せり、然れども一八五〇年締結の「クレイトン、バルワー」條約第八條規定の永久中立の一般綱領は條約第二條蘇士運河自由航行に關し歐洲の大國間に盟約せられたる一八八八年十月二十九日附コンスタンチノープル條約に準する旨を附記せり、此條約第二條は七項より成り全條約中最も緊要なる條項なり其の最後の第七項は「運河を支配し得る地

及運河附近に要塞を設くるを禁ず然れども運河地帯の秩序と安寧を維持するの目的を以て適宜に憲兵を配置するを許し又第三條を以て英米兩國は條約批准交換後諸外國に該條約加入を求むる事を約せり(13)此條約案の上院に諮詢せらるゝや上院は第二條を修正して「クレイトンバルワー」條約は廢棄せらる」の文字を挿入し合衆國防備の必要ある時は第二條の各條項に拘束せらるゝ事なしの項を添附し第三條を削除して英國政府に交附せり(14)、英國は抗議して曰く「米國上院は締盟國一方の承諾なくして「クレイトンバルワー」條約を廢棄するを得ず(二)米國防備の必要なる時に條約の一部を中止するの權を保留するは己に厚くして他に薄く運河附近に多大の利害關係を有する英國は極めて不利の地に陥らざるを得ず(三)第三條の削除は諸外國に比し英國は非常に不利の位置に立たざるを得ず何となれば諸外國は該條約遵守の義務なきに不拘英

國は是れを履行せざる可らずと云ふ理由の下に(15)英國は該修正條約を拒絶せり、茲に於てか米國は新條約を提出して上院修正案に換へん事を申込みり、同案は「クレイトン、バルワー」條約を廢棄し「外國加入勸誘の條項を削除し、地帯主權執行を禁ずるの條項を缺ぎ、運河及其附近を展望する要塞建造を防止する條約項なし、(16)當時英國は南阿戰爭に忙しく在米愛蘭土人は頻りに南阿に同情を表し、獨逸、和蘭又南阿の友たらんとする形跡を示すが如き國家多事の際なりしかば英國政府か米國の提案を受領するや英外相は左の意見を陳述し米の主張を默認せり、曰く提案は運河中立本領保持の上變更を來し英米二國の保證を變じて米一國の保證となれるが如し、斯る變更は莫大の資金を投して開鑿する以上避く可らざる事たる可く無法的行爲を防止し不秩序に對し警備するは帝國政府の反對せざる所なる可しと次に英政府は新條款「運河

地帯主權の變更は永久中立の本旨及締盟國の義務に變動を及す事なし」(17)の挿入を要求せり米國の戰爭中敵の爲めに運河破壊せらるゝ危険に備ふるの權を保留する事を欲するものゝ如しとの言は英國が運河防備の權を米國に默認したるものとす。

斯かる交渉の終に於て一九〇一年十一月十八日「ヘーバウンセフオート」條約締結せらる其内容は叙上英國の一條項を除き他は悉く米國の草案を採用せり、今其要點を擧れば左の如し、(18)

一、「クレイトン、バルソー」條約は第一條に據て廢棄せらる、然れども永久中立の本旨は緒言中に保留せらる

二、第三條は「コンスタンチノール」條約を運河中立の基礎となす、其の

第一項 運河は各國の商船軍艦に全く平等に公開す可し

但し米國は軍隊を以て運河岸を警備するの

を獲得せんと欲せり、是れが爲め「ニウグラナダ」及英國と條約を結び、地峽道路平和保全の爲及條約履行の爲め屢々軍艦を派遣し武力を以て其の義務と信する處を盡し、英國との條約に基き萬國の中立條約加入勸誘に努め以て他意なきを示せり然るに一八五七年に至りて地峽を中米以外の勢力下に置かんと企て西米戰爭後の運河政策を全く一變し「ニカラガ」の條約を利用して兵力關係を試み、萬國の運河條約加入を斥けたるのみならず英米二國の保證を廢して米國單獨の保證となし、運河防備を主張して英國の默認する所となりたるのみならず米國自衛の爲めには條約の全部をも停止せんと意思を表示し現に莫大の金を投じて砲臺建設中なり、然らば條約面に永久中立の文字あるも是れ全く無意義の美名を冠するに過ぎざるものなる事は一昨年(一九一二年)米國議會を通過したる巴拿馬運河法第十三條に徴するも明なるべし即ち米國が

權を有す

第二項 運河内にて封鎖若くは戰爭行爲を禁す

第三項 絶對に必要な場合を除き戰團は運河内にて必要品の供給を仰ぐを得ず

第四項 不時の場合を除く外運河内にて軍隊の上陸或は上船を禁す

第五項 軍艦は運河或は其附近に二十四時間以上碇泊するを得ず、且つ一方の敵艦出發後二十四時を経ざれば他の一方の軍艦は出發するを得ず

第六項 運河の建設、維持、行政に必要な營造物は戰團より攻撃破壊せらるゝ事なし

五 結 論

米國當初の意向は中、南米をして運河を開鑿せしめ是れを永久中立となし萬國と共に其の利益

交戰國となるに及んで大統領は陸軍士官に運河に關する絶對權を與へ運河地帯の政務を其の管轄に移すことを得可く又該地帯知事をして右陸軍士官の命令に依り行政事務を掌らしむる權ありと、戰時米國陸海軍の絶對的管下に屬する水路は米國の領水にして萬國の共有たる公海にはあらず況んや永久中立の水路に非らざること固より論なし交戰の場合に於ける中立國の領水は交戰國に取りては中立區域なるを以て交戰國其域内に於て交戰するを得ず、是れ其國の商業、財産、生命に危害を加へ、他の中立國にも同様の惡影響を及すを以てなり、加之斯る行爲は國際禮讓を蹂躪する事となるを以てなり、此意義に於て巴拿馬運河は中立なるも永久中立とは云ふ可らず、何となれば米國の交戰國たる場合に運河は米國の領水として取扱はるればなり、條約面の永久中立は米國一個の保證にして他國は是れを遵奉するの義務なし、故に米國の對戰

國は公然是れを攻撃し得るを以て米國は陸海軍を擧て名は永久中立擁護に借り實は米國自衛の爲め運河を防護し接近し來る敵國艦船を擊退せんと謀るべし終に「ハー、ハウンセンオート」條約の永久中立條項は全く無意義の文字たる事を再言して斯稿を止む。

1. Proceeding of the Int. Am Conf. 1889-90 IV. P. 143.
2. Senate Journals, 23 Cong. sess. 238.
3. Cong. Globe. 32 Cong. 3 sess. opp. Vol 27 : 251 ; H. EX. Doc 222 Cong. 2 sess.
4. Treaties and Conventions 1777-1887, P. 204.
5. Moore ; Digest. III. 10.
6. British state papers 38 ; 4-8 ; For. Rel. of U. S. 1901. 238-241.
7. Article VIII, the Clayton-Bulwar Treaty.
8. Richardson's messages and papers V. 416.
9. Moose ' Digest III. 34
10. Correspondence in relation to the proposed Canal, works . 1885.
11. Moore ; Digest, III 12.

12. Ibid III, 6.
13. For. Rel. 1885 ; Pres. Cleveland's message.
14. Moore ; Digest III. 43-45
15. For. Rel. 1903. 247. 248
16. British and For. State paper. 94 : 479 ; Senate Doc. 85 : 57 Cong. 1 sess second Corrected print op. 3, 1902
17. Parl. papers. U. S. ho. I (1903) p. 9.
18. For. Rel. 1901. 244

玉葉の經濟史的研究(上)

松本彦次郎

これまで鎌倉時代史の研究と云へば殆んど總ては吾妻鏡を中心とし、玉葉、明月記、吉記、愚管鈔、を參考し編纂するを常としてゐるが此時代は武家政治本位の時代であるから従來の研究法編纂法は極めて自然であつて非難すべきものではない。けれども翻つてよく考ふる時は吾妻鏡のみに史料の七八分を占めるからその研究は略同一のものとなつて此吾妻鏡に京都側の記録を加味したものはよりよく正確になつてゐるだけである。これは所謂型にはまつた政治史を主とするからでその政治史と云ふ意味もたゞ政權争奪なる外面に重きを置き、その内容は殆んど閑却されてゐる。三浦博士の鎌倉時代史は豊富なる史料と異なる觀察點より従來の研究に一生涯を開いたものであるけれど博士自身の序文

によればもと講義録に掲載の目的を以てかいたものであるから従來のものに變化を興へべく事情が許されてゐないと斷はつて置いた通りで恐らく全體の體裁は博士の本意でなかつたらう。何となれば博士の最も得意とする武家法制と、此時代の生命とも云ふべき莊園問題に筆を染めること僅めて少ないからである。鎌倉文明史論の如き玉石混同のものでは寧ろその缺乏を責めるが無理で土地問題については吉田博士のもの一篇でこれすら極めてあつけないものである。鎌倉時代の政治史は何故外面的のものであるかと云ふに史家の手になる政治史には經濟と云ふことを常識に解してゐるので文治元年源頼朝は諸國に守護を置き莊園に地頭置くと云ふ意義は少しも解せられてゐない。この守護地頭を置いた事は大江廣元が考へたのを頼朝は急に採用したので官制で以て地方官東軍人警察の職務と一統したので新たに臣下に封土をやり又は支配